

令和6年10月3日

令和7年度予算編成方針

市長

1 本市の財政状況

令和5年度の一般会計決算においては、基幹収入である市税収入が平成20年のリーマンショック前の水準を超える規模となり、37億円の実質収支として決算を締めることができた。また、地方財政健全化法における健全化判断比率等は、全ての項目で国が示す警戒ラインを下回っており、健全性は保たれている状況ではあるが、起債償還額の大きさの指標である実質公債費比率については上昇傾向となっている。

令和6年度の一般会計当初予算は、「長野市の強みを活かした未来への戦略的な投資」として、「子どもたちの成長に向けた取組」や「地域経済・農業振興」、「スポーツによるまちづくり」など、未来への投資を具現化する事業に予算を重点配分し、1,650億3千万円を計上した。その後、原油価格・物価高騰対策関連事業や災害復旧事業等の補正予算により、9月補正後の予算額は1,706億8,369万2千円に至っている。

令和7年度の歳入は、市税においては、国の経済対策である定額減税の終了や民間企業の賃上げなどの所得環境の改善等による増が見込まれ、令和6年度予算編成時を上回る見込みである。その一方で、歳出においては、年々増加する社会保障関係経費に加え、人件費の増加、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向けた施設整備の本格化、長期化する物価高騰等の影響による建設工事費の増加なども見込まれる。これらにより、令和7年度予算についても財源不足が見込まれる状況である。

令和5年度一般会計決算に基づく今後5年間にわたる財政推計では、歳入のうち市税については、所得環境の改善等により620億円を超える規模での推移を見込むが、歳出は、社会保障関係経費の増加に加え、給与改定等による人件費の大幅な増、オリンピック施設を含めた公共施設の長寿命化対策及び国民スポーツ大会等に向けた施設整備などの大型事業への投資、そしてそれに伴って生じる公債費の増が見込まれるなど、非常に厳しい財政運営となることが予測される。

2 予算編成の基本的な考え方

(1) 未来の飛躍に向けた「変革」・「挑戦」と持続可能な財政運営の維持

人口減少や少子高齢化が進行する中、多様化する社会経済情勢や市民ニーズ等は常に変化しており、現下の行政課題を解決していくためには、行政自らが視野を広げ柔軟な発想のもと、新たな取組に積極果敢にチャレンジしていくことが不可欠である。

そのため、私の任期後半の取組方針である「変革」と「挑戦」を念頭に置き、将来を見据えたビジョンやありたい姿を描きながら、引き続き「長野市の強みを活かした未来への投資」をエビデンスに基づき戦略的に進めていくことで、本市の魅力を高め、活力

ある「まち」の実現を目指したい。一方で、前述したように、今後も社会保障関係経費や普通建設事業費、人件費などの財政需要の増加が見込まれ、非常に厳しい財政運営が予想されることから、持続可能な財政基盤を維持し、その両立に向けた財政運営を進めていくことが必要である。

そこで、令和7年度予算は、「未来の飛躍に向けた「変革」・「挑戦」と持続可能な財政運営の維持」を編成の基本方針とする。

具体的には、子どもの福祉医療制度の窓口無料化や子どもの体験・学びの応援などの子育て支援、高齢者の社会参加の促進、地域経済・農業の振興、地域公共交通の再構築、脱炭素化の推進等に予算を優先配分する。

また、多額の経費が見込まれる、情報システム標準化対応や令和10年の国民スポーツ大会等に向けた施設関連整備、若穂スマートインターチェンジ整備等については、令和6年度予算編成同様に「必須重点事業」として所要額の要求を認め、着実に事業を進めていく。

一方で、これまでの既存事業を抱えたまま予算優先配分事業等を上乗せしたのでは、明らかに一般財源が不足することから、既存事業の見直しや事業の「選択と集中」、「優先度の精査」を徹底することにより、メリハリの効いた予算とし、デジタル技術の活用、広域化、業務の合理化、民間活力の導入など、行政のスリム化・効率化も進め、財政調整基金の繰入や資金手当のための市債発行に安易に頼ることのない「健全財政の維持」を前提とする。

また、事前の概算要求では一般財源が大きく不足する状態となっていることから、令和7年度の予算編成においては、予算要求基準（シーリング）を設定し、予算配分枠内での要求を必須とするとともに、予算配分枠外扱いとなる「必須重点事業」、「予定拡大事業」、「新規・拡大事業」及び「公共施設長寿命化枠事業」については、総合計画推進本部会議等において選定した事業について、枠外要求を認めることを原則とするが、要求に当たっては、再度事業内容を十分精査すること。なお、予算配分枠外の対象とならなかった新規・拡大事業については、要求を妨げるものではないが、その際は、必ず既存事業の見直しや特定財源の確保等に努めること。

さらには、将来を見据えたビジョンやありたい姿を描きながら、事業の必要性・緊急性等を十分に吟味し、アイデアを生かした企画・立案による新たな財源を確保するとともに、職員一人ひとりが、最少の経費で最大の効果をあげることを常に念頭に置き、歳入の確保と創意工夫による歳出節減など、健全財政に努めること。

(2) 事業の見直しと財源の確保

令和7年度予算要求に当たっては、限られた経営資源（「ヒト」「モノ」「カネ」「情報」）を最大限に活用し、事業の最適化に取り組むこと。なお、各部局においては、次に掲げる項目に特に留意し、来年度予算の編成に当たること。

《歳出の抑制》

- ア 前例踏襲や守りの姿勢に陥ることなく、例外なく全ての事業の費用対効果や将来を見据えた投資効果などを検証し、必要性・緊急性等の低い事業については事業の廃止・縮減を行うこと。
- イ 令和6年度予算編成時の「令和7年度予算編成に向けた懸案事項」を踏まえ、事業を見直し、所要額を積算すること。
- ウ 指定管理者制度を導入している公共施設のうち、利用料金や物販収入で経営する施設は、収益を上げられるよう指定管理者の運営の自由度を高めること。また、指定管理料により経営する施設は、人件費の上昇など管理運営コストの上昇の影響を把握の上、事業内容を精査し、指定管理料の増額を抑制すること。
- エ 施設整備については、「長野市公共施設個別施設計画」を前提としつつ、将来的な施設ニーズやランニングコストなどの後年度負担も含め十分な検討を行い、新たな施設整備が必要になった場合には、用地取得や整備費用を抑制すること。
- オ インフラ施設については、安心・安全の確保を最優先に維持管理を進めること。
- カ 原油価格・物価高騰による経費の増加については、必要額を十分精査すること。その影響による建設工事費の増加については、発注方法の見直しも含め柔軟なコスト削減に努めること。

《財源の確保》

- キ 事業構築に当たり、寄附金（ふるさと納税・企業版ふるさと納税）等の財源が得られる可能性のある事業については、積極的に活用するなど財源確保に努めること。
- ク 未利用の土地・建物の売却、貸付、有料広告や各部局所管の市有財産を可能な限り有効活用し、財源確保を行うこと。また、市有財産の貸付に当たっては、適正な対価を求め、減免を行っている場合は、その必要性について見直しを行うこと。
- ケ 公共施設の利用においては、受益者負担の原則を基本とし、利用者負担を求める使用料等については、「行政サービスの利用者の負担に関する基準」をベースに「施設使用料等の見直しに当たっての視点」を加えながら、また、手数料については、「当該サービスの提供コストに対する実費弁償の考え方」に基づき、適切な料金への見直しを行うこと。
- なお、特に指定管理施設においては、利用料金を条例で定めていることから、料金改定によるコストの転嫁ができないことにより補填を求められる恐れがあることに留意し、利用料金改正の要否や見直しの規模・時期について、指定管理者と十分に協議し、適切に対応すること。
- コ 国・県の補助事業の事業採択に当たっては、事業内容だけではなく、ランニングコストなどの後年度負担についても十分に見極め、安易に目先の利益優先に陥らないよう留意すること。

《その他》

- サ 物価高騰対策事業等については、経済性や合理性などにも十分に配慮しつつ優先的

に取り組むこと。特に、国の経済対策に対しては、積極的な情報収集と迅速な事業着手の体制を整えること。

- シ A I 等の先進技術やデジタル技術の活用により、業務プロセスの見直しやオンラインサービスの拡充など行政DXを推進することで、業務の効率化に積極的に取り組むとともに、市民の利便性と質の高い行政サービスの向上を図ること。
- ス 働き方改革や業務効率の向上などを進め、事務事業の質・量に見合った人員の再配置等（会計年度任用職員の配置及び業務内容の見直しを含む）を図ること。
- セ 過疎対策事業債は、令和8年度までの経過措置をもって発行できなくなるため、充当事業については、優先順位をつけ計画性をもって最大限の活用を図ること。また、既存充当事業については、代替財源の確保や廃止も含め、今後の方向性をしっかりと定めておくこと。
- ソ 事業の執行にあたり、地域や関係団体の協力を要する場合は、十分な事前調整を図り、関係部局とも連携を図ること。

(3) 国・県の予算への対応

並行して編成が進む国や県の来年度予算については、速く広く情報収集を行うとともに、本市の特性を活かした独創的な補助メニューの企画・立案を提言するなど、国への積極的な働きかけを行い、地方創生関連の交付金などの財源を最大限に確保すること。

また、国・県の施策事業について、常に注意を払い、既存の市単事業についても活用を模索すること。

なお、活用し得る国や県の制度があるにもかかわらず、市費単独で実施を計画している事業は、認めないものとする。